

第4期横浜市スポーツ推進計画策定支援業務委託 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を特定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員一人あたりの評価点の満点は100点とします。

評価委員が提案書及びヒアリングの内容について、次のとおり評価します。

(1) 表1 評価項目Ⅰ、Ⅱ

A～E（8、6、4、2、0点）の5段階

※Ⅰ（1）は評価対象外

(2) 表1 評価項目Ⅲ

1つみたすごとに1点を加算します。

3 評価点の最も高いものが2以上あるときの対応

(1) 表1 評価項目のうち、評価項目Ⅰ～Ⅲの合計点が高い者を受託候補者として特定します。

(2) (1)を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価項目Ⅰ、Ⅱにおいて、A評価が多い者を受託候補者として特定します。

(3) (1)及び(2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じて、当該者にくじを引かせ受託候補者を特定します。受託候補者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 配点

表1 評価項目のとおり

(2) 評価基準

表2 基本的評価事項のとおり

(3) その他

ア 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします。（評価委員8人がヒアリングに出席した場合の満点は800点、基準点は480点）基準点に達しない場合は不適格とします。

イ 評価項目Ⅰ（2）（3）のいずれかに、E評価のあるものは選定しない。

表1 評価項目

No.	評価項目		配点
I	提案者について	(1) 会社概要	—
		(2) 業務実績	8
		(3) 業務実施体制	8
II	提案内容について	(1) 地方スポーツ推進計画の理解度	16
		(2) 情報収集および整理・分析能力	30
		(3) 計画策定の提案力	32
III			
ワーク・ ライフ・ バランスに 関する取組	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1
	(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得		1
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得		1
障がい者雇用に関する取組	(5) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している（従業員 40 人以上）、又は、障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40 人未満）		1
健康経営に関する取組	(6) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証の取得		1
合計			100

表2 基本的評価事項

No.	評価項目	評価事項（評価基準）	評価事項（評価基準）					重み	評価/配点
			A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）	E（0点）		
I	提案者について								
	(1) 会社概要	会社概要、事業概要、沿革	※評価対象ではありません。					-	-
	(2) 業務実績	令和3年度以降に国や都道府県、地方自治体、公益法人のスポーツ推進に関する計画（施設整備等ハードに関する計画を除く）策定支援業務の実績を有しているか。	国、都道府県、政令市のスポーツに関する実績を複数件、有している。	国、都道府県、政令市のスポーツに関する実績を1件、有している。	国、都道府県、政令市以外のスポーツに関する実績を複数件、有している。	国、都道府県、政令市以外のスポーツに関する実績を1件、有している。	実績がないまたは、実績についての記載がない。	×1	/8点
	(3) 業務実施体制	本事業を行うにあたってスポーツ推進に関する計画の策定実績を有するものが担当者となるなど、十分な体制がとられているか。	スポーツ推進に関する計画の策定実績を有するものが複数担当者となり、業務実施にあたり万全な体制がとられている。	スポーツ推進に関する計画の策定実績を有するものが担当者となり、業務実施にあたり十分な体制がとられている。	スポーツ推進に関する計画の策定実績を有するものが担当者となり、業務実施にあたり十分な体制がとられている。	業務実施にあたりやや不十分な体制である。	業務実施にあたり、必要な体制がとられていない。または記載がない。	×1	/8点
II	提案内容について								
	(1) 地方スポーツ推進計画の理解度	スポーツ基本法第10条第1項に定める「地方スポーツ推進計画」を本市が策定する意義を的確に理解しているか。	特に優れており、計画の策定意義を非常に的確に理解している。	優れており、計画の策定意義を的確に理解している。	標準的であり、計画の策定意義をある程度理解している。	やや不十分であり、計画の策定意義の理解が不十分な点がある。	不十分であり、計画の策定意義をよく理解していない。または記載がない。	×2	/16点
	(2) 情報収集および整理・分析能力	本市のスポーツ現状と課題を整理する上で必要となる情報を収集しているか。	特に優れており、客観的かつ信頼性の高い根拠・データを十分に収集している。	優れており、客観的かつ信頼性の高い根拠・データを適切に収集している。	標準的であり、一定程度の根拠・データを収集している。	やや不十分であり、根拠・データも十分に示されていない。	不十分であり、根拠・データが示されていない。	×1.25	/10点
		本市のスポーツの現状を的確に分析できているか	特に優れており、現状を的確に分析できている。	優れており、現状を分析できている。	標準的であり、現状を一定程度分析できている。	やや不十分であり、現状分析が曖昧である。	不十分であり、現状をまったく分析できていない。	×1.25	/10点
		本市のスポーツの課題が明確に示されているか	特に優れており、課題が非常に明確に示されている。	優れており、課題が明確に示されている。	標準的であり、課題について示されている。	やや不十分であり、課題の明確さに欠けている点がある。	不十分であり、課題が明確ではない。または記載がない。	×1.25	/10点
	(3) 計画策定の提案力	第4期計画の体系及び必要な目標等について具体的かつ実現性のある提案となっているか。	特に優れており、非常に具体的かつ実現性のある提案がされている。	優れており、具体的かつ実現性のある提案がされている。	必要水準を満たしており、標準的な提案がされている。	やや不十分であり、具体性及び実現性が不足している点が見られる。	提案内容が不十分である。または記載がない。	×4	/32点
No.	評価項目	評価事項（評価基準）						配点	評価/配点
		次の項目について1つみたとごとに1点加算							
III	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）						1点	/1点
		(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）						1点	/1点
		(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得						1点	/1点
		(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）の取得						1点	/1点
	障がい者雇用に関する取組	(5) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は、障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）						1点	/1点
	健康経営に関する取組	(6) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証の取得						1点	/1点
合計									点